

### 3. 障害者総合支援法サービス体系表(概要)

※ 平成25年4月から難病等の方々障害福祉サービス等の対象になりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。対象疾患や、詳しい手続き方法などについてはお住まいの市町村へお問い合わせください。

給付等体系	対象			分類	障害 支援区分	備考 ＜利用者像・障害支援区分等＞	
	身 体	知 的	精 神				
介護 給付	居宅介護(身体 介護・家事援助)	○	○	○	訪問系	1～	ホームヘルプサービス。区分1以上。(障害児はこれに相当する状態)
	重度訪問介護	○	○	○	訪問系	4～一部	常時介護を要する障害者。区分4以上で、次のいずれかに該当すること。 ①二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されていること。 ②認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上。
	同行援護	○	—	—	訪問系	—	アセスメント調査票による項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上かつ「移動障害」が1点以上の者。
	行動援護	—	○	○	訪問系	3～一部	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を要する者。区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。(障害児はこれに相当する状態)
	重度障害者等 包括支援	○	○	○	訪問系	6	常時介護を要する障害者で、その介護の必要の程度が著しく高い者。区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者で、次の①か②に掲げる者。 ①重度訪問介護の対象者で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者。(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者。(イ)最重度知的障害者。②認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。個々の利用者のニーズや介護者の状況等により、居宅介護や短期入所、通所サービス等のサービスを組み合わせ提供。
	生活介護	○	○	△	日中 活動系	2又は3～	常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当。①区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上、②50歳以上は区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上。
	療養介護	○	△	△	日中活 動系	5～又は 6	病院等への長期入院に加え、常時の介護が必要な障害者で次のいずれかに該当。 ①区分6で人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。②区分5以上で筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者。
	短期入所	○	○	○	同上	1～	ショートステイ。区分1以上。
	施設入所支援	○	○	○	居住系	3又は4 ～、 通所困難	夜間において、介護等が必要な次のいずれかの者。①生活介護利用者のうち、区分4以上(50歳以上は、区分3以上)。②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、通所することが困難である者。
	自立 支援 給付	自立訓練 (機能訓練)	○	—	—	日中 活動系	—
自立訓練 (生活訓練)		—	○	○	日中 活動系	—	社会的リハビリテーション(サービス提供期間は2年以内。入所・入院の場合は3年以内)
就労移行支援		○	○	○	日中 活動系	—	企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる障害者(65歳未満)に対し就労に必要な訓練。サービス提供期間2年以内。(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得は3年又は5年)
就労継続支援 (A型)		○	○	○	日中 活動系	—	当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者(利用開始時に65歳未満)。利用期間制限なし。
就労継続支援 (B型)		○	○	○	日中 活動系	—	就労移行支援や就労経験者及び50歳に達している障害者。利用期間制限なし。
就労定着支援		○	○	○	—	—	就労移行支援、就労継続支援等の利用を経て一般就労した者で、一般就労後6月を経過した者(サービス提供期間は3年以内)
自立生活援助		○	○	○	—	—	障害者施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した者等(サービス提供期間は1年以内)
共同生活援助		○	○	○	居住系	—	グループホーム。
相談 支援 給付	地域相談支援	○	○	○	—	—	障害者(児)の地域移行支援及び地域定着支援。
	計画相談支援	○	○	○	—	—	障害者(児)のサービス利用支援及び継続サービス利用支援。

具体的な各事業所情報については、独立行政法人福祉医療機構のWAMNET障害福祉サービス等情報検索(<https://www.wam.go.jp/sfkhoyout/COP000100E0000.do>)をご参照ください。

給付等体系		対象			分類	障害 支援区分	備考 ＜利用者像・障害支援区分等＞
		身体	知的	精神			
自立 支援 医療 給付	更生医療	○	—	—	医療	—	18歳以上の身体障害者の障害の軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)
	育成医療	○	—	—	医療	—	18歳未満の身体障害児の手術などの医療(更生医療に比べ対象は広い。斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析など)
	精神通院医療	—	—	○	医療	—	精神障害者の通院医療
	補装具	○	—	—	—	—	車椅子、義足義手、白杖、補聴器など。点字器、歩行補助つえ(1本つえ)等は日常生活用具へ。新たに重度障害者用意思伝達装置。世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は対象外。
地域 生活 支援 事業	相談支援事業	○	○	○	—	—	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
	成年後見制度 利用支援事業	—	○	○	—	—	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であり、補助を受けなければ利用が困難であると認められる者。
	意思疎通 支援事業	○	—	—	—	—	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業
	日常生活用具 給付等事業	○	○	○	—	—	重度障害者等の日常生活の便宜を図るための自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与。
	移動支援事業	○	○	○	訪問系	—	屋外での移動が困難な障害者等に対する外出支援(個別支援型/グループ支援型/車両移送型の利用形態を想定。)
	地域活動 支援センター	○	○	○	日中 活動系	—	通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、交流促進等を行う。
	その他事業	○	○	○	—	—	福祉ホーム、盲人ホーム、訪問入浴、生活訓練等、社会参加支援事業、日中一時支援事業など
都道府県 地域生活 支援事業	専門性の高い 相談支援事業	○	○	○	—	—	発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害支援普及事業
	専門性の高い意思 疎通支援を行う者の 養成研修事業	○	—	—	—	—	手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者 ※手話通訳・要約筆記には遠隔手話通訳、遠隔要約筆記を含む。
	専門性の高い意思 疎通支援を行う者を 派遣する事業	○	—	—	—	—	手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者 ※手話通訳・要約筆記には遠隔手話通訳、遠隔要約筆記を含む。
	広域的な 支援事業	○	○	○	—	—	相談支援体制整備事業
	サービス・相談 支援者、指導者 育成事業	○	○	○	—	—	研修事業(サービス管理責任者・相談支援従事者・障害支援区分認定調査員など)、市町村身体・知的障害者相談員研修事業
	その他事業	○	○	○	—	—	オストメイト社会適応訓練等の日常生活支援事業、レクリエーション活動等の社会参加支援事業など
地域 生活 支援 促進 事業	市町村 地域生活 支援事業	○	○	○	—	—	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応のための体制整備、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、連携協力体制の整備、普及啓発など
	発達障害児者 及び家族等 支援事業	—	—	○	—	—	発達障害児者及び家族に対する支援体制の構築
	その他事業	○	○	○	—	—	地域生活支援モデル事業、成年後見制度普及啓発事業
	都道府県 地域生活 支援促進 事業	○	○	○	—	—	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応のための体制整備、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、連携協力体制の整備、普及啓発など
発達障害児者 及び家族等 支援事業	—	—	○	—	—	発達障害児者及び家族に対する支援体制の構築	
障害者就業・生活 支援センター 事業	○	○	○	—	—	就職や職場への定着が困難また、就業経験のない障害者に対し、就業及び生活上の支援を行い、就業生活における自立を図る。	
その他事業	○	○	○	—	—	強度行動障害支援者養成研修事業、工賃向上計画支援等事業、身体障害者補助犬育成促進事業など	

※ 地域生活支援事業、地域生活支援促進事業は、市町村ごとに内容が異なりますので詳細は各市町村へお問い合わせください。